

# ギャンブル等依存症対策基本法及び基本計画の概要等について

---

令和元年 9月24日

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

# ギャンブル等依存症について

➤ ギャンブル等依存症対策を推進する上で、ギャンブル等依存症について正しく理解する必要がある。

## Q. 依存症ってなに？

**A. 特定の何かに心を奪われ、「やめたくても、やめられない」状態になることです。**

人が「依存」する対象は様々ですが、代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等があります。  
このような特定の物質や行為・過程に対して、やめたくても、やめられないほどほどにできない状態をいわゆる依存症といいます。

**問題は誰かが困ることです。**

依存症に共通することは、家族とのケンカが増える、生活リズムがくずれる、体調をくずす、お金を使いすぎるなど何かしらの問題が起きているのにも関わらず、ほどほどにできない、やめられない状態に陥っているということです。

(出典：厚生労働省HPより抜粋)

## ギャンブル依存症ってどんな病気？

いわゆるギャンブル依存症は、1970年代後半にWHOにおいて「病的賭博」という名称で正式に病気として認められました。その後の研究によってこの病気への理解が進み、ギャンブルがやめられないメカニズムはアルコール依存症や薬物依存症と似ている点が多いことがわかってきました。このため、「ギャンブル障害」として位置づけられ、依存症として認められるようになりました。

**ギャンブル依存症の症状は、**

- ギャンブルにのめり込む
- 興奮を求めて掛金が増えていく
- ギャンブルを減らそう、やめようとしてもうまくいかない
- ギャンブルをしないと落ち着かない
- 負けたお金をギャンブルで取り返そうとする
- ギャンブルのことで嘘をついたり借金したりする

といった症状が特徴的です。

# ギャンブル等依存が疑われる者の推計値

平成29年度全国調査の概要 (SOGs (※1) に関する調査) 全国調査結果の中間とりまとめ (2017年9月29日 久里浜医療センター 発表)

- 平成29年度全国調査によると、国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合は、成人の0.8% (約70万人) と推計されている (過去1年以内)。

	平成29年度 全国調査		(参考)
			平成25年度 全国調査
研究実施主体	日本医療研究開発機構 (AMED) (久里浜医療センターに委託して実施。研究代表者: 松下幸生 副院長)		厚生労働科学研究 研究代表者: 樋口進 (久里浜医療センター院長)
調査方法	面接調査		自記式のアンケート調査
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為に抽出		全国の住民基本台帳より無作為に抽出
調査対象者数	10,000名		7,052名
回答者数	4,685名 (回答率 46.9%)		4,153名 (回答率 58.9%)
ギャンブル等依存が疑われる者 (SOGs (※1) 5点以上、過去1年以内)	推計値	0.8% (0.5~1.1%) (※2) (32名/4,685名) (※3)	} 調査していない
	(内訳) (※4) パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	0.7% (0.4~0.9%) (26名/4,685名)	
ギャンブル等依存が疑われる者 (SOGs 5点以上、生涯)	推計値	3.6% (3.1~4.2%) (158名/4,685名)	4.8% (4.2~5.5%) (※2)
	(内訳) (※5) パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	2.9% (2.4~3.4%) (123名/4,685名)	調査していない

(※1) SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。12項目 (20点満点) の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

(※2) 数値は年齢調整後の値。

( ) 内は95%信頼区間: 同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間

(※3) ( ) 内は実数

(※4) 過去1年以内に最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

(※5) 生涯を通じて最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

# ギャンブル等依存症対策の経緯

- IR推進法の附帯決議を契機に、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が設置された。
- 平成30年7月にギャンブル等依存症対策基本法が公布、10月に施行され、基本法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画が平成31年4月に策定された。
- 当該計画に基づき、ギャンブル等依存症対策が推進されている。

## ○ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）成立時の附帯決議（平成28年12月）

「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。（略）また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。（略）」

## ○ 「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」の設置（平成28年12月）

※官房長官が主宰し、厚生労働大臣等の関係大臣で構成

- ・ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理（平成29年3月）
- ・ギャンブル等依存症対策の強化について（平成29年8月）

## ○ ギャンブル等依存症対策基本法の成立・施行（平成30年7月公布、10月施行）

- ・ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：官房長官 副本部長：ギャンブル等依存症対策担当大臣、消費者担当大臣及び厚生労働大臣）及び同事務局の設置
- ・政府にギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定の義務付け
- ・ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置 等

## ○ ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定（平成31年4月）

- ・国や関係事業者（公営競技、ぱちんこ）等の具体的な取組を記載
- ・対象期間は平成31年～令和3年（3年間） 実施状況を評価、公表（毎年を予定）
- ・PDCAサイクルにより3年毎に見直しを検討

## ○ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～21日）

# ギャンブル等依存症対策基本法制定の理由

- 医療体制や相談支援体制が十分と言えず、また、情報も得にくい等の理由から必要な治療・支援が受けられない状況に鑑み、国が総合的にギャンブル等依存症対策を推進する必要があることから、ギャンブル等依存症対策基本法が制定された。

## 第196回国会 参議院内閣委員会（平成30年7月5日） 法案提出者発言（抄）

ギャンブル等依存症は、人間の持っている好奇心、欲望、また射幸心、こういったことの高揚によってギャンブルにのめり込むことによりまして、誰しも陥ってしまう可能性のある症状であると考えております。（中略）

また、依存症は適切な治療と支援によって回復が十分可能であるにもかかわらず、対応する医療体制また相談支援体制、これが十分と言えないままで、治療を行っております医療機関、支援相談機関、自助グループ等の支援に資する社会資源の情報を得にくい等の理由によりまして、ギャンブル等の依存症である者が必要な治療、支援を受けられない、そういう現状にあります。

こうしたことに鑑みまして、法律を定めて、基本計画を作成をし、国が総合的、計画的にギャンブル等の依存症対策を推進していく必要があると考えまして、本法案を提出したものでございます。

# ギャンブル等依存症対策基本法の概要

## 1 目的

ギャンブル等依存症は、

- ①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
- ②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせているギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、

→もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

## 2 定義

**ギャンブル等依存症** ……ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ばちこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

## 3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

## 4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

## 5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

## 6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

\*ギャンブル等依存症問題：ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

## 7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

## 8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**：政府に策定義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
- ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**：都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）

\*②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

## 9 基本的施策

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ① 教育の振興等                 | ⑥ 民間団体の活動に対する支援 |
| ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 | ⑦ 連携協力体制の整備     |
| ③ 医療提供体制の整備              | ⑧ 人材の確保等        |
| ④ 相談支援等                  | ⑨ 調査研究の推進等      |
| ⑤ 社会復帰の支援                | ⑩ 実態調査（3年ごと）    |

## 10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置  
所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

## 11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置  
委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命（20人以内）  
所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲内（平成30年10月5日施行）

- ※ 検討：① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討  
② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

# ギャンブル等依存症の定義、アルコール・薬物等依存に関する施策との有機的連携

- ギャンブル等依存症とは「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」をいい、ギャンブル等にのめり込むことにより、これらの支障が生じている状態を広く対象としている。
- ギャンブル等依存症対策は、アルコール、薬物等依存対策と医療提供体制や相談支援の共通点も多いことから、ギャンブル等依存症対策を講じるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存についての取組と併せ行うことにより、更に依存症対策の深化を図るべきである。

## ギャンブル等依存症の定義（基本法第2条）

この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

## アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮（基本法第4条）

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

# 地方公共団体・関係事業者・従事する者の責務

- 地方公共団体は、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有している。
- 関係事業者、ギャンブル等依存症対策関連業務に従事する者も、それぞれ責務を有する。

## 地方公共団体の責務（基本法第6条）

地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 関係事業者の責務（基本法第7条）

ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体を実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

## ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務（基本法第9条）

医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体を実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

# ギャンブル等依存症問題啓発週間

- ▶ 新年度に新社会人や大学生となった層に対して、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深める機会を作ることがギャンブル等依存症の予防等に有効と考えられることから、5月14日から同月20日までがギャンブル等依存症問題啓発週間とされた。

## ギャンブル等依存症問題啓発週間（基本法第10条）

- 1 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。
- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

# 令和元年度の啓発週間の主な取り組み①

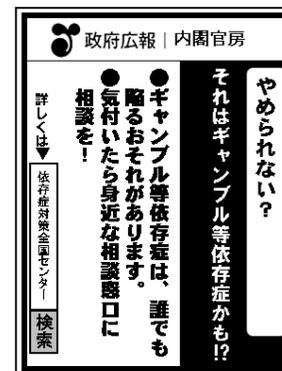
- ▶ 国においては、関係省庁一体となり、テレビ放映や新聞広告等の啓発を行った。

## 国の取り組み

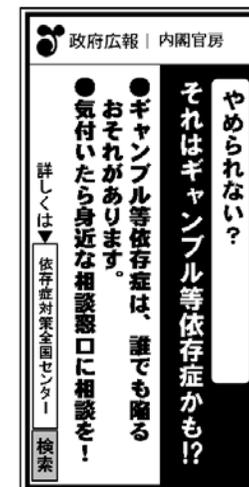
- ・ テレビ放映（政府広報）ピックアップ！～霞が関からのお知らせ～（BS-TBSテレビ）
- ・ 新聞広告（全国73紙）
- ・ インターネット広告（Yahoo!ニュース スマホ版、読売新聞オンライン）
- ・ 広報誌への掲載（厚生労働 5月号）
- ・ 学生等への啓発、多重債務相談窓口での啓発
- ・ シンポジウム「ギャンブル等依存症啓発週間キャンペーン」の実施
- ・ 消費者月間シンポジウムにおけるパネル展示



ピックアップ! やめられない人を救うために ~ギャンブル等依存症の対策  
ピックアップ! ~霞が関からのお知らせ~



新聞広告



Yahoo!ニュース掲載のインターネット広告

# 令和元年度の啓発週間の主な取り組み②

➤ 26道府県において様々な啓発の取組が実施された。

## 都道府県の取り組み

都道府県	取組内容
北海道	○ ポケットティッシュの配布
	○ ウェブサイトによる周知
岩手県	○ チラシの配布
山形県	○ パンフレット・チラシの配布
茨城県	○ SNSによる周知
栃木県	○ ウェブサイトによる周知
富山県	○ ポケットティッシュの配布
石川県	○ ポスターの掲示
	○ リーフレット・冊子の設置
山梨県	○ ウェブサイトによる周知
長野県	○ 講演会の開催
	○ ポスター・パネル掲示、チラシの掲示・配布
	○ ウェブサイトによる周知
岐阜県	○ ポスターの掲示
三重県	○ のぼり・ポスター等の掲示
	○ 関係資料の配架
	○ ウェブサイトによる周知
京都府	○ セミナーの開催
大阪府	○ ポケットティッシュの配布
	○ パネルの掲示
	○ 相談会の開催
兵庫県	○ 講座の開催

都道府県	取組内容
奈良県	○ ポスターの掲示
和歌山県	○ ポケットティッシュの配布
	○ 広報誌への掲載
鳥取県	○ ポスターの掲示
島根県	○ チラシの配布
広島県	○ メールマガジンによる周知
	○ SNSによる周知
山口県	○ ポスターの掲示
	○ ウェブサイトによる周知
徳島県	○ パネルの掲示
香川県	○ ウェブサイトによる周知
福岡県	○ チラシ及び相談対応マニュアルの関係者への送付
	○ ウェブサイトによる周知
佐賀県	○ パンフレット・チラシ・グッズ等の配布
長崎県	○ シンポジウムの開催
	○ ウェブサイトによる周知
	○ テレビ・ラジオの放送
	○ 新聞への掲載
	○ 広報誌・情報誌への掲載
	○ ポスター・パネル掲示、リーフレット等の配布
○ SNSによる周知	
宮崎県	○ パネル掲示、リーフレット等の配布

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定

- 国はギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定する義務を有する。
- 基本計画は、PDCAサイクルにより、少なくとも3年ごとに検討し、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

## ギャンブル等依存症対策推進基本計画（基本法第12条）

- 1 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

# 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定

- 都道府県は、その実情に即した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならない。
- PDCAサイクルにより、少なくとも3年ごとに検討し、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

## 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（基本法第13条）

- 1 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

# 基本的施策①

- ▶ 地方公共団体は国との連携を図りつつ、以下に掲げるような取組を講じていかなければならない。

## 教育の振興等（基本法第14条）

国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

## ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施（基本法第15条）

国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

## 医療提供体制の整備（基本法第16条）

国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

## 相談支援等（基本法第17条）

国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

## 基本的施策②

### 社会復帰の支援（基本法第18条）

国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

### 民間団体の活動に対する支援（基本法第19条）

国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### 連携協力体制の整備（基本法第20条）

国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### 人材の確保等（基本法第21条）

国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

### 調査研究の推進等（基本法第22条）

国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

# 推進本部及び関係者会議

- 政府を挙げてギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣にギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：官房長官）を置く。
- ギャンブル等依存症である者等、その家族、関係事業者及びギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者からなるギャンブル等依存症対策推進関係者会議を推進本部に設置し、基本計画の策定・変更を行うときや施策の実施状況の評価を行うときは、その意見を聴かなければならないとされている。

## ギャンブル等依存症対策推進本部（基本法第24条）

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

## ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（基本法第32・33条）

### 第32条

本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

### 第33条

- 1 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。
- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

# ギャンブル等依存症対策推進本部 名簿

---

本部長	内閣官房長官
副本部長	ギャンブル等依存症対策の推進に関する事務を担当する国務大臣 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 厚生労働大臣
本部員	国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣（金融） 総務大臣 法務大臣 文部科学大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣

# 関係者会議 委員名簿

## ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 委員名簿（五十音順、敬称略）

阿部 恭久	パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会代表
岡崎 直人	学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校精神保健福祉士養成学科専任教員
木所 康夫	日本中央競馬会常務理事
黒沢 幸子	目白大学人間学部心理カウンセリング学科／同大学院心理学研究科特任教授
小泉 典章	長野県精神保健福祉センター所長
佐藤 しのぶ	NFCR ノンファミリー・カウンセリングルーム 心理カウンセラー
田上 啓子	特定非営利活動法人ヌジユミ施設長
谷崎 哲也	日本司法書士会連合会常任理事
中村 努	認定NPO法人ワンダーポート施設長
浜田 節子	経済アナウンサー
樋口 進	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
松本 恒雄	独立行政法人国民生活センター理事長
ユ ウ	ギャンブル等依存症経験者
吉倉 和宏	一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会参与

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

- ▶ 基本計画における地方公共団体に関係する主な施策としては以下のようなものがある。
  - 相談支援・治療支援・民間団体支援
    - ・相談拠点・治療拠点等の整備
    - ・ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法等を周知するための職員に対する研修の実施等
    - ・消費生活相談、多重債務相談等における適切な対応の確保のための研修の実施等
    - ・民間団体等に対する経済的支援
  - 予防教育・普及啓発
    - ・地域における普及啓発の推進
    - ・新学習指導要領等を活用した学校教育における指導の充実
  - 依存症対策の基盤整備
    - ・各地域における包括的な連携協力体制の構築
  
- ▶ 関係事業者（公営競技・ぱちんこ）は主に以下の取組を行うこととされている。
  - 広告宣伝に関する指針の作成・公表、普及啓発活動の実施
  - 本人・家族申告によるアクセス制限に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究の実施
  - インターネット投票の購入限度額システムを前倒して導入
  - 施設内、営業所内のATMの撤去等
  - 自助グループをはじめとする民間団体等への経済的支援
  - ギャンブル等依存症対策実施規程の整備

## 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

### I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%  
（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）

### II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

### III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官）  
対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる  
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による  
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な  
取組の推進

### IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

## 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

### I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

#### 広告宣伝の 在り方

- ・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ぱちんこ]
- ・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]

#### アクセス制限 ・ 施設内の取組

- ・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート]
- ・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート]
- ・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ぱちんこ]
- ・自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ぱちんこ]
- ・18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ぱちんこ]
- ・施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]

#### 相談・治療に つなげる取組

- ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援  
[公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ぱちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表]
- ・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成(民間団体の初回利用料・初診料負担)の拡充の検討に着手  
(平成31年度～)[モーターボート]

#### 依存症対策の 体制整備

- ・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート]
- ・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ぱちんこ]
- ・第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化  
(～平成33年度)[ぱちんこ]

## II 相談・治療・回復支援:基本法第16～19条関係

### 相談支援

- ・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省]
- ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁]
- ・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援(平成31年度～)[厚労省]
- ・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁]
- ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省]
- ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]

### 治療支援

- ・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省]
- ・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]

### 民間団体支援

- ・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省]
- ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援(再掲)（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]

### 社会復帰支援

- ・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省]
- ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援(平成31年度～)[法務省]
- ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]

## III 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係

- ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発(平成31年度～)[厚労省]
- ・特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進(平成31年度～)[消費者庁]
- ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進(平成31年度～)[文科省]
- ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発(平成31年度～)[金融庁]
- ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進(平成31年度～)[厚労省]

## IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係

### 連携協力体制の構築

・各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁]  
(専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画) (平成31年度～)

### 人材の確保

・医師臨床研修の見直し等 [厚労省]、医学部における教育の充実 [文科省] (平成31年度～)  
・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省]  
・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成 (平成31年度～) [法務省]

## V 調査研究：基本法第22条関係

- ・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及 (平成31年度～) [厚労省]
- ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究 (平成31～33年度) [競馬・モーターボート]

## VI 実態調査：基本法第23条関係

- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握 (平成32年度) [厚労省]
- ・国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施 (～平成33年度) [消費者庁]
- ・相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握 (平成31年度～) [公営競技・ぱちんこ]
- ・ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査 (平成31年度～) [厚労省]

## VII 多重債務問題等への取組

- ・貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施 (平成31年度～) [金融庁]
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化 (平成31年度～) [警察庁]